

第93回接続委員会 議事概要

日時 平成19年6月11日(月) 16:30~19:00
場所 1001会議室
参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、相田委員、
佐藤委員、直江委員
総務省 桜井電気通信事業部長、谷脇料金サービス課長、
二宮料金サービス課企画官、
片桐料金サービス課課長補佐、
白井料金サービス課課長補佐、
横手料金サービス課課長補佐、事務局

【議事要旨】

1. 電気通信事業法施行規則等の一部改正について

- 総務省から諮問内容について説明が行われた後、審議が行われた。
- その結果、報告書案について、案のとおり電気通信事業部会へ報告を行うことが了承された。

2. 平成20年度以降の接続料算定の在り方について

- 総務省から諮問内容について説明が行われた後、審議が行われた。
- その結果、本件は継続審議とし、次回は6月26日に開催する旨、事務局（総務省）より告知がなされた。

【主な発言等】

1. 電気通信事業法施行規則等の一部改正について

佐藤委員 基本的な考え方については異論無い。

直江委員 当該年度において精算を行わず、次算定期間の接続料に跳ね返るといふことか。

総務省 そのとおり。

佐藤委員 接続料回収のリスクはこれによって減るといふことか。

総務省 そのとおり。

東海主査 事後精算ということは過去の接続料の処理を行うということであったが、調整額は当該年度の原価になるということ。会計学の観点から見てこれは重要である。この基本理念については尊重したい。

酒井主査代理 乖離額が一定以上となった場合のみ調整額として次期接続料の原価に算入されるのか、或いは乖離額は100%算入されるのか。

総務省 乖離額は100%算入される。

直江委員 乖離額が大きくなった場合は分割するのだろう。

総務省 分割して複数年度で処理することができる。なお、その判断は一義的にはNTT東西に委ねられている。

佐藤委員 調整額の見込みは分かっているのか。

総務省 直近で見ると、タイムラグ精算額が20数億円。他方、全体は数千億円であることから、全体に占める割合としては大きくない。

2. 平成20年度以降の接続料算定の在り方について

東海主査 論点整理は6項目に分かれているが、今回は①新たなLRICモデルの評価、②接続料算定に用いる入力値の扱い、③接続料における東西格差の扱い、④新モデル適用期間後における接続料算定の在り方の4点についてご議論いただきたい。

相田委員 例えば8か月予測の場合、適用年度のトラヒックとの乖離幅には、更にトラヒックの半年分の変動分が加わるということか。

総務省 そのとおり。

酒井主査代理 資料2-2のP21・22について、その年のトラヒックが分かればそれが理想値であるが、それとこの資料の数値を比べるとどうなるのか。

相田委員 乖離幅がプラスなのかマイナスなのか具体的な数字で出していただきたい。

総務省 御指摘を踏まえて整理した資料を次回までに用意する。

相田委員 着側がIP化されているかPSTNのままかで接続料が変わってくるとすると、接続事業者としては、インターフェースのところでどちらかの接続料を支払うということによいのか。接続料を一本化するのであれば問題がないのであろうが、接続料を区別するとすればそこを整理する必要があるのではないか。

総務省 現時点ではユーザはOAB-J番号に電話をかけ、それがNTT東西のPSTNのユーザに着信するか、IP電話のユーザに着信するかでそれぞれの接続料を支払うということになっており、発信側の事業者が着信側の接続料体系を選択することができない。ただ、実際にはOAB-J IP電話の接続料は、PSTNのミラーとなっている。

酒井委員 厳密にいうと、NGNを含めたIP網への接続料の議論をした後で、PSTN接続料との関係を議論しないとおかしな話になる。

相田委員 現在のOAB-J番号方式であれば、着側の交換機まで行かないと加入者側がPSTNなのか、IP電話なのか分からない。したがって現在のシステムでは、発信側でどのように接続するかを判断する余地がないのではないか。

直江委員 資料2-1のP1、新モデルに対してNTT東西が指摘している2点の問題については既に議論済み。ところが、2~3年後にはデータの中にPSTNが乗

っかる形になっていくことを踏まえれば、従来の考え方を変えなければならない。さもなければ、モデル上のPSTNが実態とかけ離れたものになってしまう。新しいモデル・接続料算定方法を検討する際にネットワークの在り方を検討するのもありだと思ふし、トラフィックデータのみで算定するという考え方もありだと思ふ。また、実際費用とLRICは将来近似していくという意見もあったが、そうとは思わない。交換ノード部分については近似し得ない。

酒井主査代理 全部IPトラフィックに置き換わった世の中で、例えばIPベースで装置を收容して算定するという考え方もあると思ふが、ある意味ではそれがNGNのLRICになるのではないか。

直江委員 NGNが実現するとすれば、音声トラフィックは最も優先されるはずであり、そのようにするためにノード・交換網を設計していく可能性が高い。また、それによってコストがどのくらい高くなるかが論点になるだろう。

相田委員 どのくらいの投資をすればPSTN並みの信頼性を確保できるのだろうか。少々の投資では実現は難しそうだが。

酒井主査代理 現状において、IP電話はブロードバンドサービスに加入していることが前提になっているので、ブロードバンドサービスに加入していない人々までどのように取り扱っていくのか、検討する余地がある。

佐藤委員 資料2-1のP2を見ると、LRIC研究会の方でノード等の修正は行われている。それを接続料原価算定に用いることについてどうかという趣旨であると認識している。今後新たな事実であるとか考え方が出てこない限りはこの問題については修正済みである。他方、その他の論点については研究会とは異なる論点が提示されており、実費用を適用することにより接続料が下がるといった見解もある。しかしながら、理屈もなく料金が下がるから実費用を採用するといった考え方をするわけにはいかない。したがって、ここ数年間であれば、この修正モデルを採用するのがコンセンサスであると思ふ。

相田委員 具体的にPHS基地局回線等、別途実際費用方式を採用して欲しいという事業者の意見もあるが。

佐藤委員 実費用の方が下がるから適用するという理屈は成り立たない。実費用の方が下がるということであれば、モデル自体に何らかの問題があると認めるプロセスが必要。

直江委員 LRICモデルについて80年代に米英と議論した際には、モデルコスト以上に経営努力によってコストを低廉化することは可能であり、その差分はボーナスとして与えて良いのではないかという考え方があった。

佐藤委員 実費用とLRICモデルでどちらがより現実的なのかということについては我々が検証を深める必要があるし、NTT東西からデータを求めることも必要。

東海主査 LRICがスタートした時点から状況が大きく変わっている。当時の使命は接続料を低廉化することであり、LRICモデルには効率化努力が期待されていたが、それが終わりつつあるのではないか。前回及び今回のLRICの改修につい

ては、必ずしもPSTNを狙い打ちしていたわけではなく、他方全くIP化への方向性を加味してこなかったわけでもない。ただし、今後5～6年後を考える場合に、これまでの方式が上手く適用できるかと言われると、現状方式では困難ではないか。PSTNが接続料として取り出されるようになった大きな理由としてそのボトルネック性が挙げられる。IP化が進展する中で「ボトルネック性」がどの程度認識され得るかどうか見極めないと議論にならない。また、実際費用の方がモデルより低いという実態があり、その原因は減価償却費にある。モデルにおいては新しくネットワークを構築することを前提としているので、いくら減価償却期間を延ばしたところで、実際は耐用年数を超えて設備を使っているため、LRICが実際費用より安くなることはない。この点を留意していかなければ今後は通用していかなくなる。

佐藤委員 接続料をどうするべきかだけでなく周辺の議論も必要。

直江委員 PSTN、OAB-JIP、O50IPといったそれぞれの電話のつなぎ方を同じと考えるのか、違うと考えるのかが重要。

相田委員 現段階でOAB-JIP電話のモデルを設計しようにも、SIPサーバ容量が十分に用意されていないので、事業者間のコンセンサスは得られないのではないか。

東海主査 先の方向について総務省の研究会等の中で議論の進展はあるのか。

総務省 ネットワークアーキテクチャの在り方がまだ確定しておらず、またNGNについても試行錯誤を繰り返している段階であり、フルIP化に対応したモデルの在り方を決められる段階ではないと認識。

相田委員 NGNにおいては、ようやくNNIやANIがどのように並ぶのかがようやく議論され始めた段階。一方、NGNとPSTNとの関係についても議論が必要。まだ接続料を算定できるほど精緻に議論がなされていない状況。

佐藤委員 通信量の扱いについては、今日の話聞く限りはわざわざ予測を14ヶ月に引き伸ばしてまで算定する必要性は無いと思う。

相田委員 乖離幅については、プラスマイナスだけではなく、当年度通信量と算定に用いる通信量とのズレも合わせて教えて欲しい。

酒井主査代理 LRIC方式において調整額を用いることができないのはどのような理由からか。

総務省 LRIC方式については現時点で改めてネットワークを構築するという考え方であり、他方、実績原価方式における調整額は過去に生じた接続料収入の乖離分を当該年度の接続料原価に加えるという考え方であり、根本的に馴染まないものと認識。

直江委員 そもそもLRIC方式は将来のコストについて算定するものであり、精算行為そのものがナンセンス。

相田委員 調整額を導入してしまうと、他のパラメータとの調整が必要になり、現実的に難しいのではないか。

東海主査 東西格差については如何。

佐藤委員 考え方として、「東西別」ということが一つの正しい方向性であるとして、今それを実施する場合にどのような問題が孕んでいて、どのような検討が必要であるのか問題を限定する必要がある。その際にはN T T再編の時の考え方も連続性を保ちながら現実的な検討が求められる。

酒井主査代理 接続委員会としては東西格差が無くてよいという判断をしたことは一度も無かったと記憶している。

佐藤委員 事業者の意見の中にはユニバーサルサービスに対する考え方が整理されていないものも見られる。

総務省 資料2-1のP8について、①利用者料金への影響はユニバーサルサービスの概念を踏まえている。他方、②は公正競争の確保の観点から提示させていただいている。

佐藤委員 東西格差を設けた場合、マーケットへの影響については議論が必要。

直江委員 国民全体から見れば、例えば電気・JRの料金についてはかなりユニバーサルサービスの的に考えているので、大きな料金格差があることには懸念を示すのではないか。

相田委員 電気料金やJRの料金は現に地域別に料金差がある。

直江委員 しかし国民は実感として地域別に料金差があることを意識していない。P S T Nも同様ではないか。

佐藤委員 東西は別会社なので、異なる接続料を設定することが第一原則。仮に30%の格差を設けるとなれば、関係者を集めた検討の場が必要であるし、競争上の効果の観点からも検証が必要になってくる。ただ、今すぐそれを実施できるかと言われると自信が無く、ある程度時間をとって準備する必要がある。

直江委員 格差を設ける際にはN T Sコストの整理と同様、激変緩和措置が求められるだろう。

佐藤委員 激変緩和をするにしてもどの程度の期間で行うか等、議論が必要。また、今後接続料はアクセスのみとなり、距離という概念が無くなってしまいかどうかについても議論が必要だろう。接続料改定の際ではなく今すぐにでも議論ないし情報収集が必要。

総務省 参考資料2-2のP23・P24を見ると、実際費用においてはモデル上ほど東西格差が無いことが分かる。この観点からも東西格差を設けるべきか否かを判断していただきたい。

佐藤委員 差を付けた場合、結果として市場にどのような影響を及ぼすのかについては今まで議論されてこなかった。ユーザ料金はそれに伴ってどうなっていくのか、また競争上の観点から、都市部の事業者と地方の事業者でどのような影響の違いが見られるのかについて明らかにするべき。その上で、その影響について問題性を含んでいるのかどうかの検証を行うべき。

直江委員 接続料金に合わせてユーザ料金を設定している実例は国際料金が挙げら

れる。

佐藤委員 アメリカは地域ごとに接続料金が異なっていると思うが、ユーザ料金についても地域格差が存在していると言えるのか。

直江委員 地域格差はかなりある。ただし、家庭用の電話は定額制になっている。

佐藤委員 接続料の変更により、ローカル料金のみに影響が及ぶのか、それとも中・長距離料金にも影響が及ぶのか。

直江委員 ソフトバンクやKDDIのように全国ベースでやっているところに限ればそれ程大きな影響はない。また、NTTにとってはグループ全体として考えれば問題ない。

総務省 NTT持株としては問題ないかもしれないが、東西は別会社として経営がなされていることに留意が必要。

佐藤委員 接続料収入が上がる西は東西格差を受け入れるのではないか。

総務省 必ずしもそうとは言えない。接続料が上がれば、利用者料金と卸値である接続料との差が小さくなる。

相田委員 交付金制度があるので、東西格差を設けることにより、直ちにNTT東西への影響があるとは思えない。

東海主査 東西格差の問題は、ユーザへの影響力、事業者間のスタンスの相違、LRIC方式を採用していることを前提とする中でこの問題を扱うかということ及び東西交付金が挙げられるだろう。

直江委員 新モデル適用期間後における接続料算定の在り方だが、ボトムアップ型LRICは事業者間紛争の際に有効。この方式を採用せず、事業者が裁定を求めてきた場合、規制当局は何を基準に判断するのか難しいのではないか。IP化に対応したモデルを設計するにしてもコストニングについてはその在処を明らかにしておくべき。LRICはそもそもこの点を理由として適用され続けてきた。

佐藤委員 資料2-2のP30について、PICCについては、接続料のうち、加入者回線に係る部分を一部定額にし、その後加入者アクセスチャージに移していったという経緯がある。また、IP網を考える場合、コストニング・プライシングの組み合わせではない考え方もあって良いのではないか。

東海主査 現行の接続料規則においては、「適正な原価に照らし公正妥当」という考え方があり、これが接続料算定のベースになっているが、今後在り方の整理の中で大幅な変更が生じた場合、事業法自体を改正することも含めて議論が必要だろう。

以上